

**交通遺児等（育成資金）**

貸付と介護料の支給について

**交通遺児等（育成資金）**

自動車事故によって死亡または重度の後遺障害が残った人の子ども（0歳から中学校卒業まで）に対し、育成資金を無利子でお貸しします。



**▽貸付金額**

はじめに一時金15万5千円、毎月2万円、入学金（小・中学校入学時）4万4千円

**▽貸付期間**

貸付が決定した月から中学校卒業の月まで

**▽返還期間**

中学校卒業後1年間据置いた後、月賦または半年賦併用による20年以内の均等払い。ただし、高校・大学などへ進学した場合、在学中は返済が猶予されます。

**■介護料の支給**

自動車事故によって重度後遺障害者（自賠法施行令別表第一の各級各号に該当）となり、介護が必要な人に対して、介護料を支給します。

**▽支給月額**

		支給月額	
特I種	定額	68,440円	
	上限額	136,880円	
I種	定額	58,570円	
	上限額	108,000円	
II種	定額	29,290円	
	上限額	54,000円	

**▽支給期間**

申請を受理した月から介護料を支給すべき事由が消滅する月まで

▽独立行政法人自動車事故対策機構広島主管支所 ☎297・2255

（福祉課）

**保険年金**

**「付加年金」制度について**

老齢基礎年金の受給額を増やしたい人にお勧めします

自営業者などの国民年金の第一号被保険者（サラリーマンとその被扶養配偶者を除く）が、20〜60歳になるまでの40年間、国民年金保険料を納めると、65歳から年額78万8千900円（平成23年度価格）の老齢基礎年金を受給することができますが、この年金受給額をもう少し増額したい人には、「付加年金」という制度があります。

**●付加保険料と付加年金の額**

通常の国民年金保険料とともに、月額400円の付加保険料を納めると、年額「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算された付加

年金を受給することができます。

例えば、付加保険料を5年間（60ヵ月）納めたときの総付加保険料額の2万4千円（400円×60ヵ月）に対し、65歳から老齢基礎年金と併せて支給される付加年金の額は年額1万2千円（200円×60ヵ月）となります。なお、付加年金は老齢基礎年金と併せて支給されるため、繰り上げ支給または繰り下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることとなります。

**●付加保険料を納められる人**

- ① 国民年金の第一号被保険者
- ② 保険料の免除などを受けていない人
- ③ 国民年金の任意加入者（60歳以上65歳未満の人）
- ④ 国民年金基金に加入して



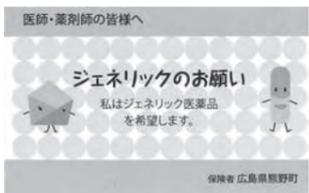
いない人  
ただし、付加保険料は、納付期限を過ぎると納めることができませぬ。  
※付加保険料は、いつでも納付をやめることができます。その場合でも掛け捨てにはなりません。  
※口座振替や割安になる前納制度も設けられています。  
**●手続き先**  
付加保険料の手続きは、住民課または広島南年金事務所まで受け付けています。  
▽持参物  
・年金手帳  
・印鑑

広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

**低価格なジェネリック医薬品をご利用ください**

ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される後発の医薬品のことです。新薬に比べて2〜8割と低価格で、効き目や品質、安全性が同等の医薬品です。

高齢受給者証をお持ちの人には、7月中旬に送付した受給者証に「ジェネリックのお願い」カードを同封しています。ジェネリック医薬品を希望する人は医師や薬剤師にカードを提示し、



ご相談ください。

問 住民課 ☎820・5604

**戦没者などの遺族の皆さんへ**

公務扶助料や遺族年金などを受けていた人が、平成17年4月1日から平成21年

3月31日の間に亡くなるなどし、平成21年4月1日において、これらの受給権者がいない場合に、戦没者などの死亡当時の遺族に特別弔慰金が支給されます。まだ請求していない人は、民生課へ問い合わせの上、請求してください。なお、対象者には通知します。

時 平成24年4月2日(月)  
▽給付内容：額面24万円、6年償還の記名国債

問 民生課 ☎820・5635

**地域包括支援センターにおまかせください (4)**

**介護予防についてご存じですか**

介護予防とは、「介護状態になる事をできる限り防ぐ（遅らせる）こと」、「状態がそれ以上悪化しないようにすること」の両方をいいます。

7月に行われた「高齢者の保健福祉に関するアンケート調査」の結果を基に、将来的に要介護・要支援者となる可能性がある人と判定された人には、今後、介護予防事業の案内をします。

この事業では、「いつまでも自分らしくいきいきと暮らしていくこと」を目的として、必要に応じて運動・栄養・口腔の専門職から相談・指導を行います。

今回判定されなかった人も、介護予防の視点に立ち日常生活を送っていくことが大切です。



問 福祉課 ☎820 - 5605

**子育て支援センター エンゼル通信**



**●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)**

実施日	開始時間	行事 (講師・敬称略)
11日(木)	10:30	子育てなるほど講座(テーマ「おむつはずれ」)
12日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5ヵ月)
16日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
19日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6ヵ月~2歳5ヵ月)
26日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6ヵ月以上)
9月5日(月)	9:30	ふわふわベビー・にこにこベビーでリトミック
9月7日(水)	10:30	子育てなるほど講座(テーマ「母乳の不思議」)

**●バステルルーム**

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。

実施日	開始時間	場 所
18日(木)	9:30	中央ふれあい館

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)
- ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)
- 「パパとおひさま」(第2土曜日9:30~11:30)  
パパと一緒に遊びましょう。もちろんご家族も大歓迎です。

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「ベビーマッサージ」3回連続講座 参加親子募集  
時 10月4日(火)、18日(火)、25日(火) 13:30~15:00  
回 3回連続参加可能な4~6ヵ月の乳児と保護者(平成23年10月現在)10組  
▽講師:宇治木敏子さん(日本タッチコミュニケーション協会)  
¥無料  
申 9月1日(木)~20日(火)までに子育て支援センターへ  
※定員になり次第締め切り

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し  
町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1ヵ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

※いずれの事業も変更する場合があります。子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503  
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00  
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)